様式第2号(第4条関係)

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

身延町長

介護保険料減免認定（却下）通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった、介護保険料の減免について、次のとおり認定（却下）したので通知します。

1　減免認定（却下）者

住　　　所

氏　　　名

2　減免認定（却下）理由

3　減免認定した介護保険料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別(月) | 保険料額 | 減免認定保険料額 | 差引額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※減免に該当しない介護保険料につきましては、早めに納付されますようお願いします。

※申請時の減免の事由が消滅又は変更になった場合は、速やかに届出をしてください。

（裏面）

（教示）

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。